

特定原材料含有検査(食物アレルギー検査)

日本環境は高度な技術とノウハウを駆使し、企業の環境パートナーを目指しています。



●アレルギー物質を含む食品の表示制度

食の安心・安全への関心が高まる中、食物アレルギー関連疾患の増加が社会問題となっています。

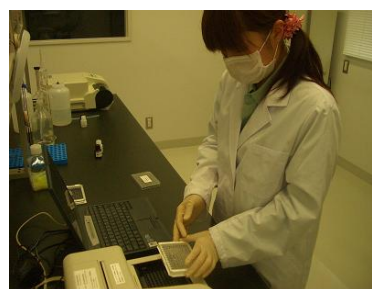
特定のアレルギー誘発物質を含む食品を摂取した場合、体質により重篤な健康障害を引き起こすことがあるため、厚生労働省では食品衛生法施行規則によりアレルギー誘発物質を含む食品の表示について定めていますが、アレルギーの発症数や重篤度により特定原材料に指定された品目については、容器包装された加工食品への表示が義務付けられています。

弊社では厚生労働省通知法に準拠した方法により、食品中特定原材料の測定検査を実施しております。日常の管理と含め、定期的な検査に弊社の技術をご利用下さい。

食品表示制度への対応に、
特定原材料含有検査を
是非ご利用下さい。



前処理済み試料の分注



プレートリーダーによる測定

●検査項目および検査方法

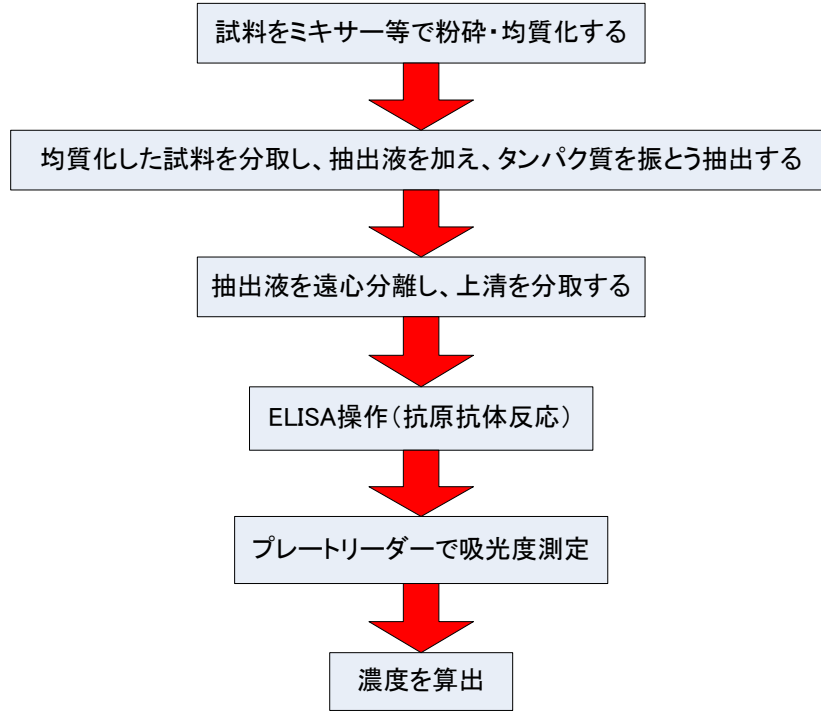
- 卵 : モリナガ FASPEK 卵 (卵白アルブミン)、FASTKIT エライザ Ver. II 卵
- 乳 : モリナガ FASPEK 牛乳 (カゼイン)、FASTKIT エライザ Ver. II 牛乳
- 小麦 : モリナガ FASPEK 小麦 (グリアジン)、FASTKIT エライザ Ver. II 小麦
- そば : モリナガ FASPEK そば、FASTKIT エライザ Ver. II そば
- 落花生 : モリナガ FASPEK 落花生、FASTKIT エライザ Ver. II 落花生



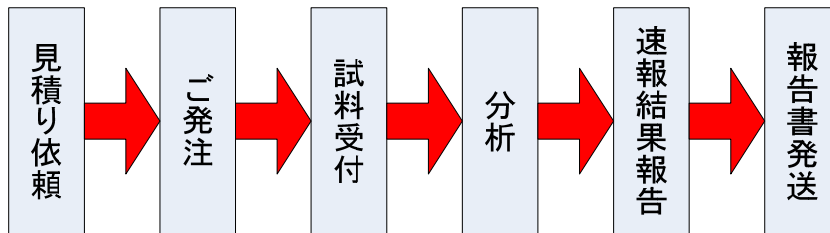
定量範囲は 1~20 μ g/g とさせていただきます。

モリナガ FASPEK 牛乳 (β -ラクトグロブリン) およびその他の品目の検査をご希望される場合はお問い合わせください。

●特定原材料含有検査の分析フロー



●検査のご依頼から報告までの流れ



- ※ 各検査項目とも試料は1包装単位（または一食相当分）、原料の場合は100g以上をお送りください。
- ※ 試料は通常保存されるべき温度でお送りください。
- ※ 2種類のキットを用いたセット検査も承っております。検査料金及び納期についてはご相談ください。
- ※ ELISA 検査は、厚生労働省通知法に基づき特定原材料由来のタンパク質について検査を行うものであり、アレルギーを検査するものではありません。

日本環境は以下の項目の調査・分析についても最先端の技術を提供いたします。

- ・食品中の残留農薬分析
- ・カビ毒分析（アフラトキシン B1、B2、G1、G2）



●特定原材料含有検査の
お問い合わせ先:



厚生労働省登録検査機関
www.n-kankyo.com

● 神奈川事業所	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-12-31	TEL.045-501-8271	FAX.045-502-0437
東京事業所	〒134-0091 東京都江戸川区船堀 5-11-19	TEL.03-5676-8711	FAX.03-5676-8710
横浜事業所	〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦 2-1-13	TEL.045-780-3851	FAX.045-780-3847
千葉支店	〒272-0014 千葉県市川市田尻 3-4-1	TEL.047-370-2561	FAX.047-370-3050
埼玉支店	〒336-0964 埼玉県さいたま市緑区東大門 2-2-14	TEL.048-812-6222	FAX.048-878-7563
大阪事業所	〒533-0013 大阪府大阪市東淀川区豊里 1-7-23	TEL.06-6990-7571	FAX.06-6990-7572